



学校だより

とき・あかし錦城

2021年(令和3年)
9月10日(第78号)
明石市立錦城中学校

緊急事態宣言延長

校長 谷郷昌弘

長梅雨のようだったお盆の期間も過ぎ、2学期が始まるのに合わせて猛暑が戻ってきました。すでに体育大会の取組は1学期から始まり、錦城中学校は新型コロナウイルス感染症拡大防止と熱中症対策の2正面からの取組を継続して進めているところでした。

しかし、9月12日(日)が期限だったコロナ緊急事態宣言は延長され、9月30日(木)まで継続されることとなりました。このことを受けて、体育大会を10月14日(木)に延期して実施いたします。

昨年に引き続き、ご来賓の観覧はありません。保護者の方の観覧は生徒1名につき2名までと考えています。(未就学児は含みません)ただし、実施当日に再び緊急事態宣言が出ている状況では無観客での開催とします。

当初予定していたプログラムを大幅に見直すことになり、残念な気持ちですが、感染防止と熱中症対策に努め、安心安全な大会にいたします。

また、感染の状況によっては学級閉鎖や臨時休校の可能性もあります。学校での感染が心配されている中、リモートでの学習支援も視野に入れ、タブレットの持ち帰り検証を実施しました。

概ね計画通りの使用ができましたこと、ご家庭のご協力に感謝いたします。実際にリモート実施とはならないよう、日常の学校生活でも感染対策を徹底いたします。

今後、文化発表会、修学旅行と、大きな行事が控えています。部活動では新人体育大会がありますし、3年生にとっては進路選択の正念場です。コロナ禍が続く中で、これらに取り組みねばならない生徒の皆さんの不安と負担は相当なものです。それだけに、しっかりと支えて学びと育ちの充実を図ってまいります。

2学期という大きな山場を迎え、お互いにますます気が抜けません。支え合いながら頑張っていきましょう。

「ほんとうのこと」なら言ってもいい?

何度かお伝えしてきた SNS のことですが、みなさん気をつけて利用していますか?世の中でよく聞くフレーズに、「本当のことを言って何が悪い。」というのがあります。全く否定するわけではありませんが、これは危険な考え方です。

名誉棄損罪(めいよきそんざい)と侮辱罪(ぶじょくざい)という罪があります。どちらも似たような感じを受けますが、「ありもしないことを言いふらしたら名誉棄損だよね。」と思った人は要注意です。確かに本当だと証明できることでも、名誉棄損罪は成立したりします。本当のことでも言いふらすのは犯罪の可能性があるので。

では侮辱罪ってなんでしょう。これは証明のしようがないことを言いふらしたりする場合に該当します。「あいつは気持ち悪いやつだ。」とか、「あの子とかかわると嫌な思いをするよ。」というのはその人の主観的な意見であって、証明できないことです。

結局、証明できようができてまいが、人のよくないことを言いふらすのは罪になる可能性があるということです。

そしてもう一つ。SNS の匿名性が話題になったりしますが、いつ、だれがこの投稿をしたのかは調べることができます。法律が変わって、以前より比較的簡単に知ることができるようになりました。また、街に防犯カメラがたくさん設置されるようになり、個人の行動を追跡することもし易くなりました。(もちろん警察ですが) 不自由だ、窮屈だ、人権侵害だと怒る人もいます。でも、罪を犯した人にたどり着きやすくなったのも事実です。

さて、あなたはこれらのことについてどう思いますか。

体育大会の練習は一旦おやすみに入りました



9月10日(金)で体育大会の練習は中断となりました。仕上がりがつつあったマスゲーム。ほんとうにいいものができあがろうとしていたのに切ない気持ちになりました。みんなの頑張りを10月14日には必ず見ていただきたいです。